

〔R0526〕 バリアフリー法

次の記述のうち、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」上、誤っているものはどれか。

1. 「建築物移動等円滑化誘導基準」においては、多数の者が利用する主たる階段は、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、回り階段とすることができる。
2. 床面積の合計が2,000㎡の物品販売業を営む店舗を新築する場合、移動等円滑化経路を構成する階段に併設する傾斜路の幅は、90cm以上としなければならない。
3. 建築主等は、床面積の合計が3,000㎡の共同住宅を新築する場合、当該建築物を「建築物移動等円滑化基準」に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
4. 建築主等は、事務所の便所の修繕をしようとするときは、当該便所を「建築物移動等円滑化基準」に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

〔R0526〕 正答 1

1. 誤り。バリアフリー法17条3項一号及び建築物移動等円滑化誘導基準を定める省令4条九号により、建築物移動等「円滑化誘導基準」においては、多数の者が利用する主たる階段は、回り階段とすることはできない。なお、建築物移動等「円滑化基準」においては、同法令12条六号ただし書により、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、回り階段とすることができる。
2. 正しい。バリアフリー法14条1項、同法令5条六号及び9条により、2,000㎡の物品販売業を営む店舗は、建築物移動等円滑化基準に適合させなければならないが、同法令10条1項により、同法令18条の移動等円滑化経路の基準は建築物移動等円滑化基準の一つである。したがって、同条2項四号イにより、傾斜路の幅は、階段に代わるものは120cm以上、階段に併設するものは、90cm以上としなければならない。
3. 正しい。バリアフリー法16条1項により、建築主等は、特別特定建築物を除く特定建築物の建築をしようとするときは、当該特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。共同住宅は、同法令4条九号により特定建築物であるが、同法令5条の特別特定建築物には該当しないため、同基準への適合は努力義務であり、義務ではない。
4. 正しい。バリアフリー法16条2項により、建築主等は、特別特定建築物を除く特定建築物の建築物特定施設の修繕又は模様替をしようとするときは、建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。事務所は、同法令4条八号により特定建築物であるが、同法令5条の特別特定建築物には該当しないため、同基準への適合は努力義務であり、義務ではない。また、同法2条二十号により、便所は建築物特定施設に該当する。